

助成財団からみた現行の公益法人制度の問題点と改革への提言

項目	問題点	事 例	公益法人制度改革に対する提言	資料	
設立許可主義	<ul style="list-style-type: none"> 主務官庁の自由裁量 (設立許可の基準が不明確) 主務官庁制度 (行政の縦割り制度) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業が主務官庁の行政範囲に限定 (出捐者の意志が必ずしも尊重されない) 企業の合併に際し、主務官庁の異なる 企業財団の合併が極めて困難 	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>改革の要点</p> <p>自己責任と自律性に基く 公益法人の運営を基本と する法制への転換</p> <p>公益法人としての ガバナンスの確立</p> <p>公益法人の情報開示と 国民による直接の監視</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 公益法人設立の準則主義への転換 公益に関する定義の明確化 主務官庁制の廃止 	IRS Form1023 (資料 A)
政府の指導監督基準	<ul style="list-style-type: none"> 主務官庁の自由裁量 財団の自己責任と自律性を 持った事業運営という視点に 欠ける現行の指導監督基準 	<ul style="list-style-type: none"> 寄付行為の変更(事業目的、事業内容、 名称)が殆ど認められない 限定された資産運用による機会利益の 喪失 		<ul style="list-style-type: none"> 公益事業振興のため、事業支出のガイ ドライン設定 自己責任による公益法人の資産運用 (資産の保全から資産の運用へ) 理事と理事会の義務と責任の明確化 Fiduciary Responsibility (受託者責任) 	
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開の不足 	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年8月のインターネットによる 公益法人のディスクロージャーによって 公開される情報は、社会一般のひとに極 めて分りにくい。 その団体の事業と経理内容が一般のひと に理解できるような情報公開が必要 		<ul style="list-style-type: none"> 公益法人に対する情報開示の義務付け 公益法人が主務官庁に提出する「公益 法人現況調査表」(資料 B)の様式統一 と、インターネットによる一般公開 (参考:「IRS Form 990」) 	公益法人現況 調査表 (資料 B)

行政改革からの視点

1. 準則主義のもと、公益法人設立と税制上の優遇措置認定を客観的な基準に基づいて行うことにより行政の透明性と公正さを確保する。
2. 行政による監督指導を最小限にとどめ、公益法人の徹底した情報開示をおこなうことにより、公益法人の本来の受益者である一般社会のひとに公益法人の監視を委ねる。